

## 宮城県警察術科技能検定規程

昭和35年11月21日  
宮城県警察本部訓令第16号

宮城県警察術科技能検定規程を次のように定める。

### 宮城県警察術科技能検定規程

#### (目的)

第1条 この訓令は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。）による警察官の逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能検定（以下「技能検定」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### (合格基準)

第2条 技能検定は、級位制によって行うものとし、その合格基準は、別に定める。

#### (委員会の設置)

第3条 警察本部に、宮城県警察術科技能検定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は警務部長を、委員は警務部教養課長、警務部教養課（以下「教養課」という。）上席術科指導官、教養課次長及び教養課術科指導官並びに警察本部長（以下「本部長」という。）の任命又は委嘱する警察術科について専門的技能を有する者をもって充てる。

3 委員会に技能検定の事務を補助させるため、本部長の命ずる書記を置くことができる。

#### (委員会の事務)

第5条 委員会の事務は、教養課において行う。

#### (技能検定の実施)

第6条 委員会は、随時技能検定を行うものとする。

2 技能検定の期日、場所、種目等の実施上必要な事項は、その都度定める。

#### (技能検定実施の通知)

第7条 前条による実施の決定があったときは、委員長は関係ある所属長にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、所属長は別に定める要領により受検適格者を報告しなければならない。

第8条 委員長は、技能検定を実施したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

#### (合格者の決定)

第9条 警察庁訓令第4条の規定による合格の決定は、委員長の上申に基づき本部長が行う。

2 前項の決定があったときは、委員長は書面により所属長を通じて、本人にその旨を通知するものとする。

#### (合格の取消し)

第10条 警察庁訓令第5条の規定による合格の取消しは、本部長が委員会の審議に付して、これを行うものとする。

2 前項の決定があったときは、委員長は書面により所属長を通じて、本人にその旨を通知するものとする。

(所属長の措置)

第11条 合格者の決定又は合格の取消しの通知を受けた所属長は、その結果を宮城県警察人事管理システムにより入力しなければならない。

(他の都道府県警察等が行った技能検定の効力)

第12条 警視総監若しくは道府県警察本部長（本部長を除く。）又は警察庁訓令第4条に規定する警察庁長官が必要と認める機関の長が指定した者が行った技能検定に合格した者は、警察庁訓令第5条による合格の取消しが行われていない場合に限り、この規程により合格したものとみなす。

附 則

1 この訓令は、昭和35年12月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、従前の規程によって技能検定に合格している者の資格については、なおその効力を有するものとする。

附 則（昭和37年4月20日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和37年4月20日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月1日本部訓令第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和44年3月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の逮捕術級位合格基準による逮捕術の技能検定（以下「旧検定」という。）に合格している者の級位については、当分の間、なおその効力を有する。

3 旧検定に合格している者は、改正後の逮捕術級位合格基準の相当する級位の検定を受けることができる。

附 則（昭和45年4月6日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和45年4月6日から施行し、昭和45年3月15日から適用する。

附 則（平成26年2月26日本部訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月7日本部訓令第14号）

この訓令は、平成26年4月7日から施行する。

附 則（令和2年3月27日本部訓令第14号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日本部訓令第2号）

この訓令中第1条及び第2条の規定は令和3年3月23日から、第3条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日本部訓令第5号）

この訓令中第8条及び第9条の規定は令和5年3月24日から、第1条から第7条まで及び第10条の規定は令和5年4月1日から施行する。